



街に、ルネッサンス



UR都市機構

60年 まちと一緒にこれからも。

平成 28(2016)年

3月30日

世田谷区

独立行政法人都市再生機構

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する 覚書の取り交わしについて

～住民主体型「地域デイサービス」の実施場所に団地集会所を活用～

世田谷区と独立行政法人都市機構東日本賃貸住宅本部（以下「UR都市機構」という。）は、地域包括ケアシステムの構築に向けた参加と協働の地域づくりなどを相互に連携して進めるため、平成28年度からUR賃貸住宅団地の集会所を介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における住民主体型「地域デイサービス」の実施場所に活用することに関する覚書を取り交わしました。

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向け、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護、医療、予防、生活支援及び住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築し、介護保険制度を持続可能なものとしていく必要があります。

世田谷区では、平成28年度から開始する総合事業において、これまで介護事業者が要支援者等に提供してきた訪問介護や通所介護と同様のサービスのほか、NPOや住民等の多様な主体によるサービスを充実することにより、地域の支え合いによる参加と協働の地域づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指しています。

また、UR都市機構においても、多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まちづくりを目指し、団地を中心として、住み慣れた地域で最期まで、住みつつげられる環境（Aging in Place）を実現するための取り組みを推進しているところです。

この度、区とUR都市機構が互いに連携し、区内にあるUR賃貸住宅団地の集会所を住民主体の通いの場である「地域デイサービス」の実施場所として活用することにより、NPOや住民等の地域の多様な主体による活動を支援することとしました。

お問い合わせ先

●世田谷区 介護予防・地域支援課長 尾方 電話（5432）2834

●UR都市機構東日本賃貸住宅本部ストック事業推進部 ウェルフェア推進チーム
電話（5323）2679

※4/1以降のお問い合わせ先 東京東エリア経営部 電話（5600）0820

1 地域デイサービス事業の内容

住民主体型の「地域デイサービス」は、総合事業のサービスのうち、“区民等の支えあいによる通いの場”として位置づけるものです。

住民どうしの支えあいによる「地域デイサービス」の運営団体に対して、区が運営や活動立上げに係る経費を補助することにより活動を支え、介護予防や閉じこもり防止を進め、高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持っていきいきと暮らし続けられることを目指します。

(1) 地域デイサービスの活動内容

食事を含む3時間程度の心身活性化のための活動（健康体操やレクリエーション、手先を使った作業など）

(2) 実施形態

NPO等の地域活動団体や社会福祉法人などの自主的な活動として運営され、区は参加する要支援者等の数などにより補助を行う。

2 覚書交換日

平成28年3月24日

3 対象となる団地(所在)

アクティ三軒茶屋（野沢一丁目）、経堂赤堤通り（桜上水一丁目）、シティコート二子玉川（玉川四丁目）、フレール西経堂（船橋五丁目）、希望ヶ丘（船橋六丁目ほか）、成城通りパークウエスト（上祖師谷四丁目）、シティコート世田谷給田（給田五丁目）、芦花公園（南烏山二丁目）

4 その他

4月1日以降、世田谷区が活動希望団体からの「補助金交付申請」を受け付け、審査のうえ、交付を決定した団体から順次活動を開始します。